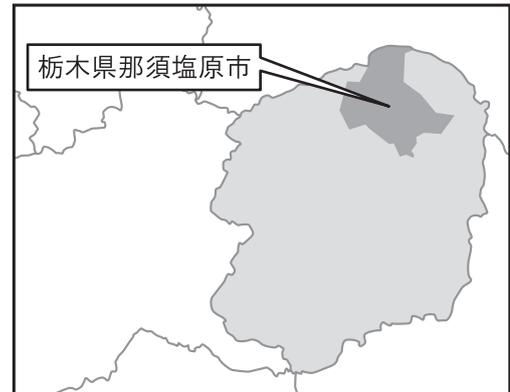


那須塩原市地域自立支援協議会

[栃木県那須塩原市]

✓ここに注目

- ✓ 人口約10万人のモデル
- ✓ 会議の目的の明確化
- ✓ 「ケア部会」における地域課題抽出
- ✓ 地域課題の可視化
—「報告書」「自立支援協議会だより」



1 地域の基本情報

人口・世帯数	117,434人・44,233世帯 ※H23. 2. 1 (H17年国勢調査をもとに算出)		
面積	592.82km ²		
地域特性	<p>那須塩原市は、首都圏から150kmの栃木県の北部に位置する。市の面積の半分は、那須火山帯に属した湯量豊富な塩原温泉郷や板室温泉郷、三斗小屋温泉をはじめ、箒川沿いの四季折々に彩を見せる塩原溪谷や沼ッ原湿原を代表とした観光の名所となる自然豊かな山岳部が占めている。残りの半分は、北側を那珂川、南側を箒川に挟まれた緩やかな傾斜の扇状地で、JR東北新幹線と東北本線の那須塩原、黒磯、西那須野の各駅周辺と国道4号と国道400号沿いに市街地が形成されている。</p> <p>また、酪農も盛んで、生乳の粗生産額が本州第1位（全国第4位）を誇っている。</p>		
手帳所持者数 ※H22. 3時点	身体障害 3,875人	知的障害 596人	精神障害 184人
社会資源の 状況等	<p>那須塩原市には、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局「塩原視力障害センター」が設置されているため、他の地域に比べると視覚に障害を有する人々が多く在住している。そのため、視覚に障害を有する人々に特化した社会資源整備は、この地域の特徴と考えられる。</p>		

※参考：那須塩原市役所ホームページ (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>)

2 地域の相談支援体制

- 現在の委託相談支援事業所は3ヶ所である。
- 相談支援専門員数は5名。内訳は、身体知的が2名、精神が3名である。
- 那須塩原市のほかに、大田原市、那須町からの委託を受けており、自立支援協議会は各市町村で設置されているため、各相談支援専門員は3か所の自立支援協議会に関わっている。
- 栃木県障害者相談支援アドバイザーは3名配置されており、県を3つの圏域を分担している。

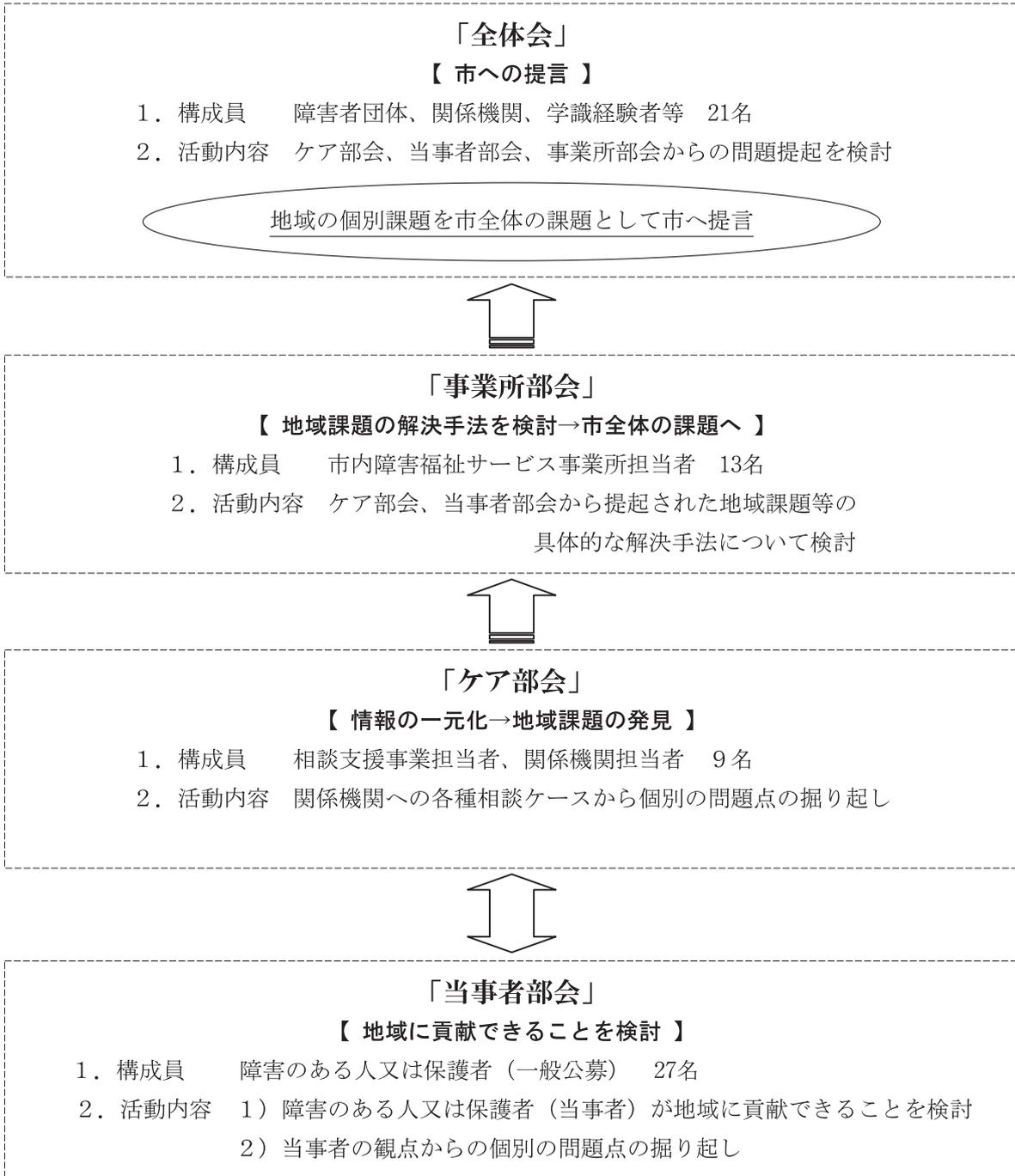
3 地域自立支援協議会の組織体制・運営状況

- 平成20年に市が要綱を作成し、平成20年3月に立ち上げた。実際の開始は平成21年からである。
- 開始時は、部会がなく、全体会で相談支援事業の報告を行っていた。部会を作るにあたっては、各会議の目的を明確にした上で、部会の枠組みを作った。
 - 1 現状を把握するために、当事者や相談支援専門員の声を直接聞ける仕組みにする
 - 2 市内に大きな社会資源が多くない為、既存の社会資源（大学・サービス提供事業所）が連携をして、一体となって、新たな資源開発を検討できる仕組みにする
 →行政が上記を提案し、1をケア部会、2を事業所部会とした。
- ケア部会は、月に1回の頻度で開催されており、行政窓口、相談支援事業所からのケース報告から、地域課題を整理している。市内の相談窓口のケース報告をするなかで、市内の相談の全体状況を把握することができる。
- ケア部会（地域課題の整理）と個別支援会議の目的を明確に分けていたが、部会ができた当初は、地域課題抽出についての議論にならず、事例検討になっていた。会議の目的が共有されたきっかけは、知的障害を持つ相談者の日中活動についての地域課題が挙がり、平成21年度重点課題である生活支援ワーカーの検討が始まったことと、行政担当者が意図的に地域課題についての発言をし、半年ほどで共有された。現在は、事例の提出者が、地域課題と思われることも含めてケース報告をしている。
- 事業所部会は、ケア部会で議論された地域課題を、そのまま事業所部会に挙げて、実務的に検討している。
- 各年度に、地域課題の実現性（今の人員でできる範囲）・緊急性・効果も考えて、重点課題を5つ程度決めている。達成の期限ものせた書類を作成している。達成できなければ、その理由を年度末に全体会で発表する。

（表1）平成21年度提言に対する進捗状況について（抜粋）

項目番号	項目	重点課題 平成21年度中に取り組むこと	経過・進捗状況(平成21年度上半期) 平成21年10月23日自立支援協議会で報告	経過・進捗状況 (平成21年度下半期)	今後の具体的な取り組み方法の整理	
					重点課題 平成22年度中に取り組むこと	中長期目標達成に向けての取り組み
1	相談支援体制・連携	平成21年度① 市に提出された申請書をケア部会または事業所部会に報告し情報を共有していくことで、サービス利用計画作成やケアマネジメントの手法に役立てる。	ケア部会において定期的に市及び相談機関(県北健康福祉センター、社協、ゆずり葉、那須地区相談支援センター等)が受理したケースや相談支援内容を報告し、情報を共有することで地域の課題を発見することができた。その上事業所部会(授産施設、作業所等)において地域の課題の解決手法について検討してきた。サービス利用計画の作成までにはなっていない。また、身定ですぐ対応できる支援体制がまだ整っていない。	平成21年度① 上半期同様、市に提出された申請書をケア部会または事業所部会に報告し情報を共有していくことで、さらなる地域課題の掘り起こしや解決手法を検討できた。かつ、個別困難ケースの対応がスムーズになっている。	平成22年度① 「(仮称)地区障害者支援センター」及び「生活支援ワーカー」(別紙参照)等を活用して個々のケアプランを作成する支援体制を検討する。	障害福祉サービスを利用する方全員のケアプランを作成を目指す。
2	相談支援体制・連携		個別の相談ケースから関係機関との連携を図り、ケア部会において報告されたケースから実態把握をしている状況である。その中で特に精神に障害をもつ方からの相談ケースは急増している上、内容は多岐、長期化、広範囲にわたっている。		平成22年度② 精神保健に関する相談について市保健師が中心となり、解決できる体制づくりを検討する。	市保健師、ゆずり葉、県保健師、教育機関、市障害福祉係等の役割を明らかにして、連携システムを整える。
3	障害福祉サービス利用の円滑化	平成21年度② 那須地区3市町合同でわかりやすい情報冊子を作成する。また、介護保険事業者ガイドブックと同じように事業所紹介を市のホームページで案内する等市民にわかりやすく周知して行く。	那須塩原市障害福祉サービス等利用の手引きを作成した。また、相談支援充実・強化事業(障害者自立支援特別対策事業)を活用し、近隣2市1町が協同し、障害者のための相談サポートガイドを作成した。	平成21年度② サービス提供事業所、相談支援員及び行政等において「市障害福祉サービス等利用の手引き」を活用して、制度等の周知強化が図れた。	平成22年度追加③ 「(仮称)那須塩原市地域自立支援協議会」により作成し、障害福祉に関する最新の情報を発信する。	得た情報がスムーズにサービス利用等につながっていくようにする。
4	当事者活動		個別の相談ケースに応じて活動の場等を紹介している。		平成22年度追加④ 当事者(仲間)間での相談や活動ができる「ピアカウンセリング」に関する研修等を実施する。 平成22年度追加⑤ 那須塩原市地域自立支援協議会当事者部会を設置する。	安心して話せる場の開発 当事者部会の活動を充実させる。
	障害者(児)の	平成21年度③ 障害者リストを作成し、民生委員及び		平成21年度③ 障害者リストは完成したが、具体的な支援体制	平成22年度追加⑥ 障害のある方が利用する事業所に向き「(仮称)ふれあい懇談会」を開き、利用者や保護者から直接生の声として要望、意見等を伺う。	

[組織図]



4 具体的な活動成果

○視覚障害者リスト（平成21年度重点課題）

- ・視覚障害者リストを作成し、対応可能な協力体制を確立した。

○生活支援ワーカー（平成21年度重点課題）

- ・生活支援ワーカーは、簡単な相談や居宅介護ほどではない直接支援（手続き、制度の説明、代読）をする。相談員の業務を軽減し、本来業務をしてもらうことが狙いである。雇用型と、無償でボランティアを派遣する事を想定している。地域密着型で相談ができるように拠点を3か所作り、そこから派遣する体制。事業所部会で賛同した事業所や、社会福祉協議会の職員、ボランティアを巻き込んで、場所や人員を提供してもらう。
- ・案はできているが、予算が取れていない。市財政に対し、運営にかかる経費を要求したが、予算確保が実現していない。この旨を全体会で報告し、新年度においても、予算要求中。
- ・積算：現在委託している事業所をベースに積算した。

○当事者部会（平成22年度重点課題）

- ・精神の地域活動支援センターが活動の場を提供していたが、利用している当事者から、「自分も地域に貢献したい」との声があり、ピアカウンセラーの研修を受けようという話から、当事者部会を立ち上げるというアイデアがうまれた。
- ・当事者部会の目的は、陳情の場・意見を吸い上げる場というよりは、当事者自身が地域に出来ることを一緒に考え、他の当事者を巻き込む際の核になってもらいたいという狙いがある。委員には募集の時点で、当事者部会の目的を伝えている。
- ・ケア部会と並列の位置づけで設置予定である。現在、一般公募から25名、当事者団体から4名を募集している。

○事業所部会の効果

- ・事業所部会自体に自立性が出てきている。作業所の工賃が上がらない事が課題としてあがり、各事業所が連携して、商工会の役員会に市と事業所部会の役員が出向くなどして、市内への宣伝をした。事業所部会がイベントを主催したいという要望があり、役所で共同販売会をおこなった。

○自立支援協議会だより

- ・年3回、回覧板で回している。相談支援専門員が担当して作成している。平成22年からの取り組みのため、効果は継続してみないとわからないが、読者の感想により、書式を改善するなど、市民の反応がある。

5 運営評価指標からみた活性化のポイント

①課題の抽出	<p>会議の目的・枠組みの共有</p> <p>○システムを作る際に、目的や枠組みをしっかりと作っている。構成員にもあらかじめ伝え、共有をしている。実際に運営するなかで、議論の軸がずれても、最初に作った枠組みや目的を確認して、修正している。</p>
②社会資源の開発改良	○「4. 具体的な活動成果」参照

<p>③行政の関与</p>	<p>地域自立支援協議会も住民サービス</p> <p>○現在の自立支援協議会担当者が、以前は都市計画を作る課にいた。行政の役割は、住民が住みやすくする為に手助けをすることと認識している。行政の活用方法をシステムとして整え、市民に伝えるのは、都市計画も自立支援協議会も同じ事と考えている。</p> <p>○都市計画は、15年前は市民と行政が共同して計画を立てるのはあり得ない事だった。その時、行政案と、住民案を作成し、お互いの良いところを活かしていく方法で作成した事があった。そのノウハウを福祉に転用した。</p> <p>○市民に役割を与えて、アイデアを集約し、実現する為の行政の活用方法を示すことで、市民がさらにモチベーションをあげるような体制をつくることを意識している。</p>
<p>④構成員の参加</p>	<p>報告書の作成</p> <p>○重点課題となったきっかけになる事例、対応・対策、達成目標、期限、年度内に取り組むこと、その課題に取り組む関係機関を、一覧にした書類を、年度ごとに作成している。自立支援協議会の取り組みが一目でわかるようになっており、「言いっぱなしにしない」ことを意識している。</p>

6 自立支援協議会と障害福祉計画

- 障害福祉計画が理念目標で、具体的な達成目標が自立支援協議会の報告書となっている。
- 自立支援協議会の委員と福祉計画の委員を一緒にした。福祉計画を作成するのは、自立支援協議会委員が適任と考えるが、評価する所と、作成する所が同じことが問題であり、来年度は検討中である。
- 障害福祉計画を作成する際は、地域自立支援協議会に意見を求めることが、前提であると考えている。自立支援協議会で検討された内容は、行政が考えただけではなく、市民からの実際の声から挙がったニーズのため、実現する為の予算交渉の根拠としては非常に強い。また、次回の法改正で、自立支援協議会が法的に位置づけられるので、予算の交渉をする際の強みになる。

7 まとめ

- 那須塩原市の自立支援協議会が着実に発展している理由は、以下のようなポイントに整理できる。
- ・行政と相談支援事業者の役割を明確にして、各々のできること、やれることをしっかりと共有していること。
 - ・自立支援協議会設立初期の段階で、相談支援事業者と行政が、ケア部会を通じて、何度も話し合い、ケア部会を地域課題を抽出することに特化した会議と位置づけて、試行錯誤したこと。（個人に着目した会議ではなく、地域の普遍的な課題を見つける会議にこだわった）
 - ・最初に、自立支援協議会を型通りに大きく作らず、全体会とケア部会という、二つの会議に絞り込み設置し、協議会の状況を見て、徐々に事業者部会、当事者部会と、エビデンスに基づいて広げてきたこと。
 - ・自立支援協議会で確認された地域課題を、地域のためのケアプランのように、目的、効果、優先度、取組時期などを一覧表にまとめ、地域課題を「見える化」している。決して、地域課題の抽出だけで終わらせず、進行管理も確実にこなしていることが、とても重要なのだと考えられる。

千葉市地域自立支援協議会

[千葉県千葉市]

✓ここに注目

- ✓ 政令指定都市のモデル
- ✓ 協議会再編のプロセス
- ✓ 「地域の課題等報告書」による
地域課題抽出



1 地域の基本情報

人口・世帯数	人口 962,817人、世帯数 407,114 ※H23.3.1現在		
面積	272.08km ²		
地域特性	<p>千葉県のほぼ中央部に位置し、首都東京まで約40kmの地点にある。また、県内幹線道路及びJ・R・私鉄などの鉄道の起点として、さらに情報通信網の起終点として県都要衝の地である。</p> <p>地形は、緑豊かな下総台地の平坦地におおわれ、その一部は、東京湾に接しており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に恵まれている。多種業務機能が集積した首都機能の一翼を担う大都市として、また、世界に開かれた国際情報都市として、著しい発展を続けている。</p>		
手帳所持者数 ※H22.3時点	身体障害 28,737人	知的障害 4,654人	精神障害 3,518人
社会資源の 状況等	<p>○障害福祉施策を所管する部署：本庁は2課32名の職員配置であり、計画策定や各施策展開、事業所の指定事務のほか、広範多岐に渡る業務を所管。各区（6区）は保健福祉センター障害担当課計31名の職員配置であり、市民からの各種相談への対応のほか、支給決定事務等を主に所管している。</p> <p>○障害福祉サービスの給付費用は毎年伸びており、平成22年決算で約55億円程度である。</p>		

※参考：千葉市ホームページ (<http://www.city.chiba.jp/>)

2 地域の相談支援体制

- 現在の委託相談支援事業所は7ヶ所、指定相談支援事業所は8ヶ所である。
- 政令指定都市として行政区6区に対し、中央区1カ所（精神）、花見川区2カ所（知的、精神）、稲毛区1カ所（知的）、若葉区1カ所（身体）、緑区1カ所（知的）、美浜区1カ所（身体）の委託相談支援事業所がある。
- 委託相談支援事業所の職員は、1事業所あたり相談支援専門員概ね2～3名を配置している。市障害福祉計画において、各区に1ヶ所ずつ委託相談支援事業所を設置することとしており、既に整備済みである。
- サービス利用計画作成費の実績は1名（平成23年1月現在）である。

3 地域自立支援協議会の組織体制・運営状況

(1) 立ち上げ・混迷期（平成19～21年度）

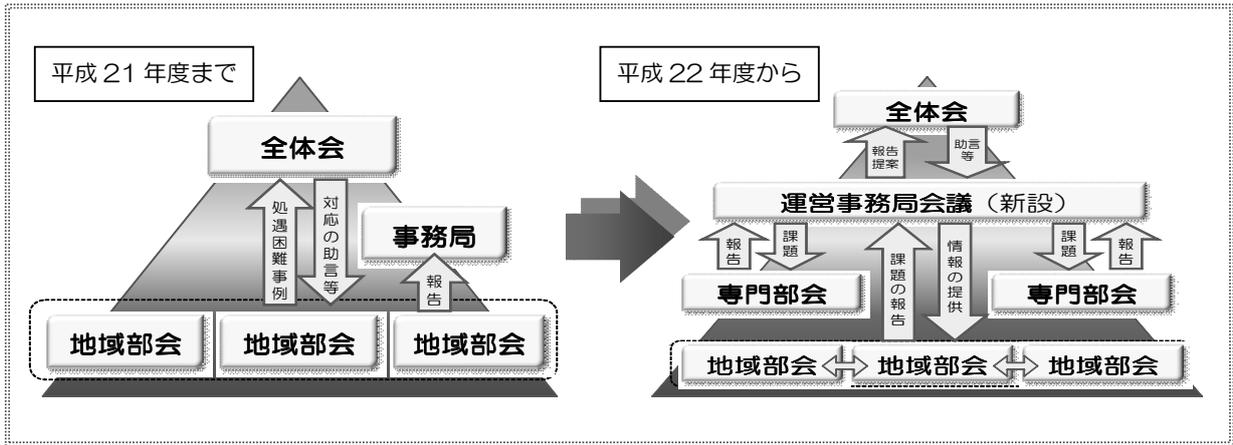
- 平成19年12月、主管課長会議資料等を参考に職種を選別して27名の委員を委嘱するとともに、第1回地域自立支援協議会全体会を開催した。
- 組織体制については、年2回開催される全体会のほか、2区毎に設置された地域部会（3部会）で構成し、2層構造としてスタートした。
- 県内においては、就労や地域移行等のテーマ別に部会を設置しているケースが多いものの、市としては、法の理念に基づき、障害種別の枠を超えた情報共有と処遇困難ケースに係る個別支援会議の場とすることとして設置することとして、地域部会を設置したことが特徴である。
- しかしながら、全体会と地域部会の関係性が希薄となること等により、全体会が報告会となり形骸化、地域部会が地域の課題を抱えてしまい孤立化する傾向にあった。
- また、「障害の有無にかかわらず地域で生活できる社会づくり」という観点からは、地域の課題に精通する委員が不足しており、潜在的な地域の課題の協議が行われていないという問題が生じてきた。

(2) 地域部会と全体会をつなぐ組織体制の再編期（平成22年度～）

- 組織体制の再編へのきっかけは、協議会のあり方について委員から意見があったことや、委員の委嘱期間が平成21年度末で満了となること、全市的な附属機関の見直しに伴い平成22年度より無報酬となること等の問題が生じたことによるものであり、改めて、協議会の趣旨やそのあり方を踏まえ、平成22年度より、組織体制の改編と委員構成を見直すこととした。
- 組織体制の改編については、実効的な協議会とする観点から、全体会と地域部会のほか、地域の課題を具体的に協議する「運営事務局会議」を新たに常設して3層構造とするとともに、必要に応じて専門部会を設置できることとした（平成22年1月26日開催「全体会」承認事項）。
- 組織体制の改編にあたっては、相談支援事業者との連携を密にしながら、共に考えるよう努めるとともに、民間委員には個別に趣旨説明・意見聴取の機会を設けることにより、官民の信頼関係の構築に努めることとした。
- 構成委員の見直しについては、地域に根差した地域関係者として、民生委員や障害者相談員を新たに加えることとした。
- 各組織と主な役割、開催頻度は以下の通り。

名 称	主な役割	開催頻度
①全体会	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業の検証 ●各部会の進捗状況・実績報告の確認 ●情報共有の場 	年1回
②運営事務局会議（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題の整理・分析・協議 	年6回(奇数月)
③地域部会（3部会）	<ul style="list-style-type: none"> ●処遇困難事例の個別支援会議 ●顔の見えるネットワークづくり ●地域の課題の把握・報告 	年6回(偶数月)
【専門部会】（現在未設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的・集中的な調査・研究・報告 	随時

○組織体制の改編に関するイメージ図は以下の通り。



○地域部会から運営事務局会議への地域の課題等に関する報告については、「地域の課題等報告書」（様式化）によることとするとともに、重要度や緊急度等の観点から、取り組むべき優先順位を客観的に示すなど、報告事務の円滑化を図るための一定のルールを策定した。

○運営事務局会議においては、報告されたさまざまな地域の課題等について、問題の本質を追究し、必要な取り組み等について議論することとした。また、地域の課題等を体系的に整理分類化し、理解を深めるために「運営事務局会議中間報告書」を作成して、委員間で共有することとした。なお、「地域の課題等報告書」の様式や提出状況等は以下の通り。

地域の課題等報告書

(様式 2)

採点基準表 (地域の課題等報告書)

タイトル			
提出者	□中央・美浜部会 □ほか()	□花見川・稲毛部会 ()	□緑・若葉部会 ()
提出日	平成 年 月 日 ()		
●問題点● ※地域の問題点を整理して記入してください。			
必須 地域部会記入欄			
運営事務局会議 記入欄			
●課題● ※問題点を解決する具体的な方法と取組メンバー(案)を記入してください。			
任意 地域部会記入欄			
運営事務局会議 記入欄			
●取組の効果● ※課題に取り組んだ場合に期待される効果を記入してください。			
任意 地域部会記入欄			
運営事務局会議 記入欄			
必須 優先順位 検討欄 ※採点基準表を参照して、 1~3点を記入する。	重要度		●特記事項●
	緊急度		
	実現可能度		
	取組の効果		
総合評価			○

区分	3点	2点	1点
重要度	◆障害者の地域生活の観点から、最重要と思われるもの ◆現状でどうにもならないため、解決しなければならぬもの	◆障害者の地域生活の観点から、ある程度重要と思われるもの ◆現状で何とかギリギリのいっているが、解決が必要なもの	◆障害者の地域生活の観点から、課題としてあげておきたいもの ◆現状で大きな問題はないが、本質的な解決が必要なもの
緊急度	◆直に行わなければならないもの 【短期的】	◆1年以内に行う必要があるもの 【中期的】	◆1年以上の時間をかけて慎重に行う必要があるもの 【長期的】
実現可能度	◆予算や社会資源等を工夫して行えるもの ◆現状の仕組みを利用して対応できるもの	◆予算や社会資源等が十分でないもの ◆現状の仕組みを拡大解釈して対応できるもの	◆予算や社会資源等がないもの ◆現状の仕組みでは対応が困難なもの
取組の効果	◆障害者全体に効果のあるもの ◆潜在的に困っている障害者にとっても有益なもの	◆限られた障害者(種別や部位、程度等)に対して効果があるもの ◆現在困っている障害者にとっても有益なもの	◆該当する障害者のみに対して効果があるもの ◆一部の困っている障害者にとっても有益なもの

※実現可能度の欄中の「社会資源」には、インフォーマルサービスを含みます。
※上記基準については、必要に応じて、加除修正を行うことができます。

※総合評価のみをもって優先順位を決定するとは限りません。

※参考資料があれば添付してください。

NO	タイトル	課題等の概要	提出者	総合評価	協議状況
1	3障害すべてに対応できる相談体制	3障害すべてに対応できる相談体制の構築のために研修部会を設置。	障害者自立支援課	⑨	×
2	権利擁護や障害者虐待の正しい理解と対応	権利擁護を総合的に議論・整理するために権利擁護部会を設置。	障害者自立支援課	⑧	○
3	利用者と事業者の対等な関係の構築	利用者保護の観点から、関係機関の連携体制を構築。	中央美浜	⑦	△
4	発達障害者の日中活動の場の確保等	発達障害者の日中活動の場の確保と、作業系専門職を配置。	中央美浜	⑧	○
5	教育・警察・司法現場の理解と連携の仕組み	自立支援協議会と他関係機関の協議会等との意見交換の場の提供。	花見川稲毛	⑦	×
6	障害児の長期休暇中の社会資源の活用	学校と民間が共同実施の取り組みや、ボランティア団体育成の仕組み作り等。	花見川稲毛	⑩	○
7	GH・CH支給決定者の短期入所の利用	GH・CHを退去しない短期入所利用の可能性。(法的解釈は?)	花見川稲毛	⑥	×
8	障害者虐待に係る対応ガイドラインの策定	児童、高齢者と同様に、基本的なガイドラインの策定が必要。	若葉緑	⑩	○
9	介護保険サービスへの移行の問題点について	介護保険法と障害者自立支援法のサービス比較表の作成等。	若葉緑	⑨	○
10	精神障害に対応できる事業所の不足	事業所向けの精神障害の研修や情報交換の機会の提供。	若葉緑	⑨	○

※ 総合評価：重要度や緊急度等の観点から、優先順位を客観的に示すものとして設定した指標。

※ 協議状況：○を直接協議、△を間接協議、×を未協議として示している。

<部会等ごとの提出状況>

障害者自立支援課	2件
中央・美浜地域部会	2件
花見川・稲毛地域部会	3件
若葉・緑地域部会	4件

合計 11件

<審議状況>

直接協議	6件
間接協議	2件
未協議	3件

合計 11件

■相談支援体制の強化について

- 3 障害すべてに対応できる相談支援体制の促進（1）
- 民生委員や障害者相談員との連携体制の構築（11）

■障害福祉サービスの提供体制の整備について

- 精神障害・発達障害のある者へのサービス提供体制の整備（4・10）
- 長期休暇中における障害児に係る障害福祉サービス等の確保（6）
- 介護保険サービスへの移行の円滑化（9）
- 各種障害福祉サービスの運用に係る解釈とその共有化（7）

■権利擁護の理解の促進について

- 障害福祉関係機関による権利擁護の理解の促進（2・3）
- 障害者虐待の防止と虐待発生時の対応ガイドラインの策定（2・8）

■地域社会への普及啓発について

- 民生委員への障害福祉の理解の促進（11）
- 教育や警察、司法関係機関との関わりの場の提供（5）

4 具体的な活動成果

- 地域部会委員から地域の課題を抽出し、運営事務局会議において整理分類化することにより、全体像を客観的に認識し、委員の理解促進を図るとともに、委員間で広域的な視点と問題意識を醸成することができた。
- 地域関係委員として、民生委員や障害者相談員を新たに加えたものの、まだ明確な成果は表れていない。今後は、地域部会において、障害福祉関係機関と民生委員との連携体制の構築が臨まれている。

5 運営評価指標からみた活性化のポイント

<p>①課題の抽出</p>	<p>○課題抽出の工夫として、日常業務の中で感じられる地域の問題点の吸い上げや、運営事務局会議への報告事務、運営事務局会議での集約・管理についてすべて様式化している。地域の課題は整理分類化することにより、地域自立支援協議会として共有することとしている。</p> <p>○また、地域部会での個別支援会議から抽出された地域の問題点や課題についても、運営事務局会議に報告することとし、まずは共有することとしている。</p>
<p>②社会資源の開発改良</p>	<p>○地域部会では、民生委員や知的障害者相談員とのネットワークを模索しながらの運営であり、具体的な成果はまだ見られない。</p> <p>○運営事務局会議で把握している課題のうち、障害福祉サービスの提供体制に関する主なものとしては、①精神障害や発達障害への対応、②長期休暇中の障害児に係る社会資源の確保、③介護保険制度移行時の問題点、④障害福祉サービスの横のネットワークの推進等があげられており、これら課題については、実態を正確に把握する観点から、市内障害福祉サービス事業者あてにアンケート調査の実施を予定している。</p> <p>○特別支援学校等に通学する障害児について、長期休暇中に障害福祉サービス（特に日中一時支援）を利用しにくい状況が長年の問題とされており、地域部会から運営事務局会議にも報告された。運営事務局会議においては、①長期休暇中に限って日中一時支援の定員を拡大するよう事業所へ協力を求めること、②学校施設等（教室や体育館）を利用して場所を確保するとともに、福祉系大学にボランティアを依頼して人員を確保すること、③時限的な障害福祉サービス事業所として運営する、との提案があるものの、それぞれの実現可能性を研究している段階。</p>

③行政の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会における協議内容は、現状では障害福祉計画に反映された実績はないが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成24年度より地域自立支援協議会が法定化されることから、組織体制や運営方法、同計画への反映方法について検討する予定としている。 ○障害児の長期休暇中における社会資源の確保について、教育委員会との連携体制の構築を図るため、担当部局への投げかけを少しずつ始めている状況。
④構成員の参加	<ul style="list-style-type: none"> ○問題提起のための様式（地域の問題抽出表）を作成し、地域部会を運営する相談支援事業者からも、地域部会委員あてに積極的に問題提起をするよう促している。 ○構成員については、平成22年度から民生委員、知的障害者相談員を選出。民生委員については、各区理事会へ趣旨説明のうえ推薦依頼。知的障害者相談員については、相談員の推薦を千葉市手をつなぐ育成会に依頼しているため、同会長に趣旨説明のうえ推薦依頼。 ○全体会以外では、いわゆる当事者は参加していないが、当事者である身体障害者相談員の加入について関係団体と継続して調整中。 ○運営事務局会議を活性化するため、会議に参加する際の一定のルール（他人の意見を否定しないこと、他人のせいにならないこと等）を設定。また、協議会への参加意欲を向上させるため、行政からの有益な情報提供（議論に必要な基礎知識等も資料提供）に努めている。 ○運営事務局会議の活性化を通じて、地域部会委員の問題意識の向上に努めている。

新潟市障がい者地域自立支援協議会

[新潟県新潟市]

✓ここに注目

- ✓ 政令指定都市のモデル
- ✓ ボトムアップ方式の組織作りの好事例
- ✓ 移動支援部会での検討と対応



1 地域の基本情報

人口・世帯数	804,069人、312,820世帯 ※H22.12.31住民基本台帳ベース		
面積	726.1km ²		
地域特性	<p>古くから「みなとまち」として栄え、明治22年の市制施行以来、近隣市町村との合併によって人口約81万となり、平成19年4月1日には本州日本海側初の政令指定都市となった。</p> <p>整備された高速道路網や上越新幹線により首都圏と直結しているなど、陸上交通網が充実しているほか、国際空港、国際港湾を擁し、国内主要都市と世界を結ぶ本州日本海側最大の拠点都市として高次の都市機能を備えている。一方で、広大な越後平野は、米のほか、野菜、果物、畜産物、花き類など、農畜産物の一大産地である。また、日本海側に面し、信濃川・阿賀野川の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟といった多くの水辺空間と里山などの自然に恵まれている。</p>		
手帳所持者数 ※H22.3時点	身体障害 28,592人	知的障害 4,348人	精神障害 3,302人
社会資源の状況等	<p>○障害福祉施策を所管する部署：本庁の自立支援協議会所管係には7人の職員がおり、全市的な施策、事業所の運営、各区で対応できない困難事例対応等を担当している。区レベルには、地域保健福祉センターのケースワーカーが配置され、在宅系の相談支援を担当する一方、区健康福祉課のケースワーカーが入所系の相談支援を担当している。</p> <p>○障害福祉サービスの給付費用は毎年伸びており、特に訪問系サービスの利用の伸びが大きい。平成21年決算で訪問系サービスは9億円程度である。</p>		

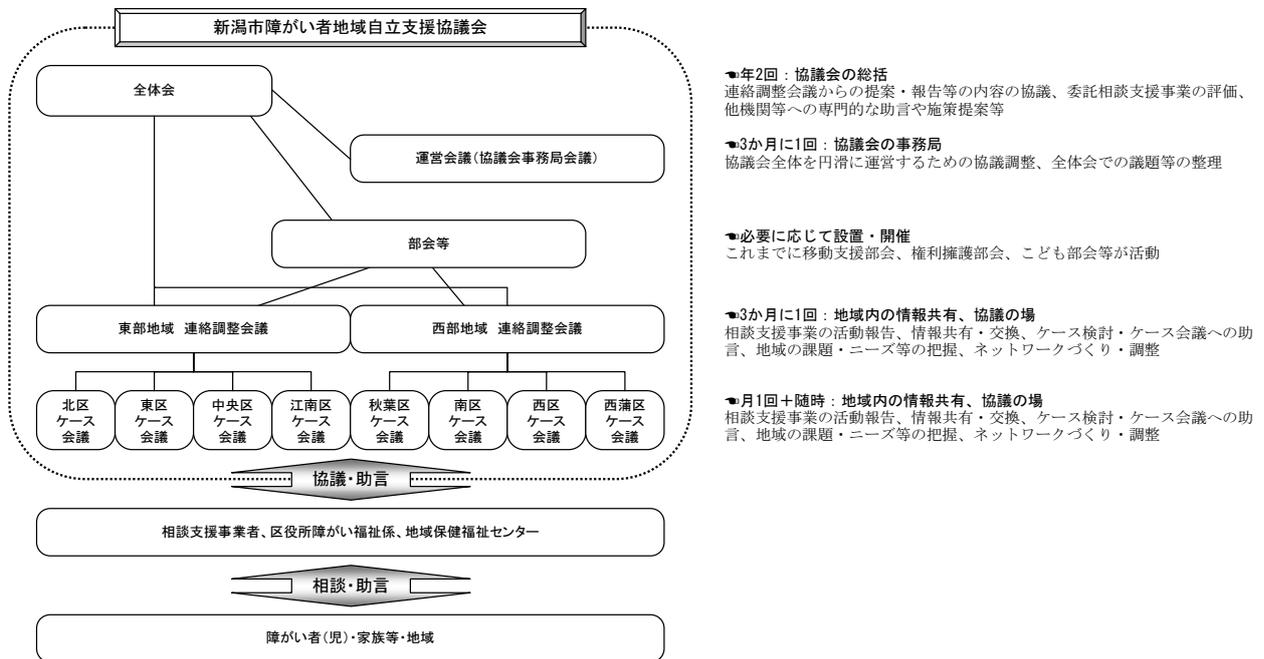
※参考：新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.jp/profile/index.html>)

2 地域の相談支援体制

- 現在の委託相談支援事業所は10ヶ所、指定相談支援事業所は17ヶ所である。
- 政令指定都市としての行政区8区のうち、合併した旧市町村エリアには委託事業所が未整備であった。そこで、当面は全区への委託事業所配置を優先課題とし、平成21年度に全区配置が完了した。
- 現在、委託相談支援事業所の大半は、相談支援専門員1人体制となっている。そこで、今後は、委託事業所の人員体制の強化など、機能強化を進めることが課題である。
- 指定事業所にはサービス利用計画作成費の実績はなく、休止状態である。

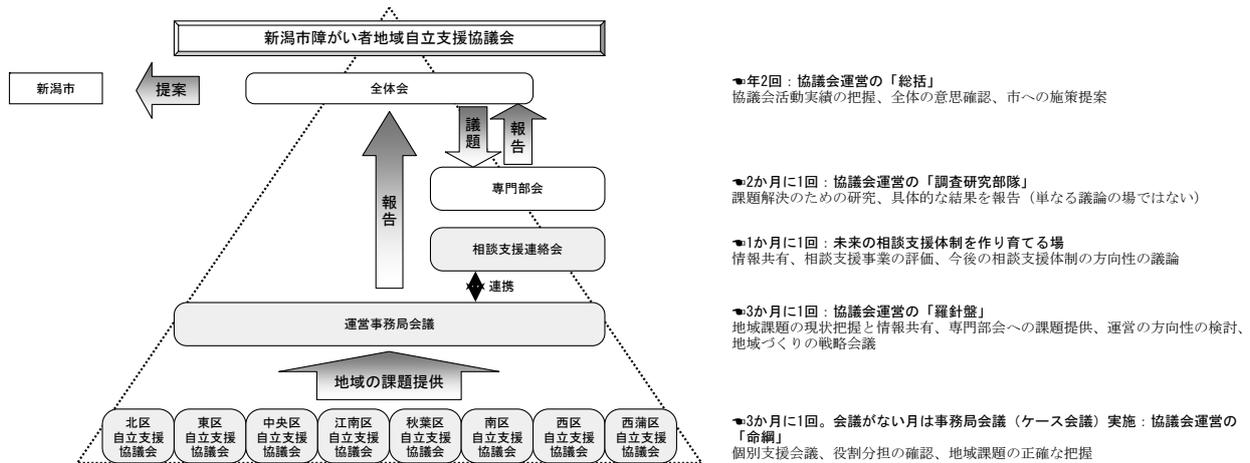
3 地域自立支援協議会の組織体制・運営状況

(1) 立ち上げ・定着期（平成19～21年度）



- 平成19年4月に、地域自立支援協議会の立ち上げに向けて、行政が中心となり、委託相談支援事業者等と協働して庁内検討会を発足させた。
- 相談支援事業者から、「個別ケースの中に地域の課題があるのでケースを大切にしたい」「地域によって社会資源の状況等が大きく違うので、区単位で活動したい」という意見が出たため、同年11月から、区単位で月1回のケース会議を開催し、まずは、障害者の抱える問題等を積極的に拾い上げることに注力した。
- ケース会議において個別の相談内容の情報を蓄積するなかで、地域が抱える課題が抽出されてきたため、次の段階として、これらの課題への対応を検討する地域単位（4区合同）の連絡調整会議を開催した。
- さらに、地域単位の連絡調整会議では解決できない社会資源の不足等の中長期的な課題を市として受け止めるため、次の段階として、全体会や必要に応じて課題ごとに部会を開催した。
- 自立支援協議会全体を円滑に運営するための事務局として、障がい福祉課が運営会議を開催した。
- 形から入るのではなく、目の前にあるケースを出発点に、個別ケースの課題、地域の課題、全市の課題を積み上げ、ボトムアップ方式で協議会組織を組み立てていった点がポイントといえる。

(2) 区単位の活動を意識した組織体制の再編期（平成21年度後半～）



※網掛け組織は新設されたもの。

- 平成21年度で第1期の協議会委員の任期が切れるため、平成21年10月から相談支援事業者の勉強会で組織体制の再編について議論した。
- その結果、政令指定都市となり市町村合併をしてから一定期間が経ち、行政区単位の活動が安定してきたこと、区によって地域課題に差があり東西2圏域に分けた検討では十分議論が深まらなくなってきたことから、実態に合わせて、第1期の区ケース会議と地域単位の連絡調整会議の機能を統合した区自立支援協議会を新設した。
- 区自立支援協議会の報告を受け、現状を把握分析するとともに、課題解決に向けた方策、協議会全体の方向性を確認するために、委託相談支援事業者、各区障がい福祉係代表、障がい福祉課等からなる運営事務局会議を新設した。
- 従来からの相談支援事業者の勉強会を地域自立支援協議会の組織として明確に位置づけ、相談支援連絡会を新設した。

4 具体的な活動成果

○地域単位の連絡調整会議で移動支援の課題が共通して提起されたため、平成20年10月に移動支援部会を設置し検討を行った。平成21年9月の部会からの最終報告を受け、市では以下のような改正を行った。

部会からの見直し提案	市としての対応
最大週3回の通学・通所利用を認めるべき	・原則認めていなかった通学、通所への移動支援について、やむをえない場合は週3回移動支援を利用できるようにする。
日中一時支援事業所に送迎加算を設けるべき	・日中一時支援事業所について、送迎を行った場合は1回あたり179単位の送迎加算を創設する。
グループ支援の報酬単価を見直すべき	・グループ支援の報酬単価は、従来ヘルパーの人数を基本としており、利用者数が増加しても同単価での算定としていたところであるが、利用者の人数が増加すると報酬が増加する方式に改める。 ・グループ支援型のサービスコードを設定し、より簡易に請求処理が行えるよう工夫する。

部会からの見直し提案	市としての対応
一泊以上の旅行についても移動支援を認めるべき	・従来、宿泊を伴う旅行については原則認めていなかったが、一泊以上の旅行にも利用できることとする。ただし、宿泊場所（ホテル等）の室内における介助については対象とならない。
発達障害者が対象者となることを明記すべき	・マニュアルの改正を行い、発達障害の診断書の提出等をもって対象者と認めることを明記する。
車いす常用者を対象に含めることを検討すべき	・予算折衝において、車いす常用者（下肢不自由の者）に対象を拡大することは認められなかった。 ・取扱の明確化として、従来、全身性障害者の定義を手帳1級かつ両上肢及び両下肢の機能障害を有する者、及びこれに準じる者に限定していたが、これに準じる者の例示として、手帳2級の者及び電動車いす受給者をマニュアルに明記する。
標準支給時間を設けるべき	・標準支給時間を設けることにより、結果として利用抑制につながることを憂慮し、標準支給時間の設定ではなく、障害種別ごとの平均的な利用時間を提示することにより支給決定の際の参考とすることとする。（平成21年10月の利用実績の平均的な時間：視覚障害 15時間、全身性障害 25時間、知的障害及び精神障害 10時間）
市で統一した資格研修を行うことが必要	・「新潟市移動支援従事者養成研修実施要綱」を制定し、新潟市認可のガイドヘルパー養成研修を整備。
事業者向けマニュアルを作成すべき	・制度の周知広報及び適正な事務執行を図るため、「新潟市移動支援事業事務マニュアル」を作成し、関係者へ配布する。

○平成21年9月にこども部会を設置し、障害児の支援体制について、ライフステージごとの課題を議論している（重症心身障がい児（者）ワーキンググループも含め、現在も活動中）。

○平成22年3月に権利擁護部会を設置し、成年後見制度と日常生活自立支援事業の普及のための仕組みづくりについて議論している。

5 運営評価指標からみた活性化のポイント

①課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ○ケース会議を「形式にこだわらない何を話してもよい会議」と位置づけ、検討するケースも出席者が気軽に選べるようにしている。「こんなケースでいいのだろうか」とためらい、会議に持ってこなかったようなケースの中にこそ地域の課題が潜んでいる可能性があるという認識を持っている。 ○ケース検討をする際には、ケースの対応について結論を出して達成感を得るのではなく、必ず最後に課題を協議するようにしている。課題抽出については、はじめから「ネットワークを構築しよう」というように難しく考えず、当該ケースについて「何に困っているか」を出席者一人ひとりに話してもらい、整理するようにしている。司会は出席者全体を知っている相談支援事業者等が担当すると、話を振りやすく、出席者が自然に話せる印象がある。 ○ケース会議のメンバーは、窓口に相談に来る人の課題しか把握できていなかったため、それ以外の障害者の自宅や生活の場に出向いて、どうすれば地域で暮らせるか、具体的なイメージをもって課題検討できるよう、会議開催の場所も工夫している。
②社会資源の開発改良	<ul style="list-style-type: none"> ○ケース会議等において、さまざまな障害種別のさまざまな領域のケースを知ることによって、関係者間で地域全体の状況や地域にはたくさんの課題があることについて共通認識を持つことが第一段階である。 ○参加者は、地域全体が見えるようになり、財政状況等も分かるようになると、協議会において行政と民間が共通理解の下で幅広い要望を整理し、一緒に制度をつくっていくという理解が広まり、実際に社会資源の開発改良に向けたアクションがとれるようになる。

<p>③行政の関与</p>	<p>○「協議会に来ると良いことがある」という成功体験をしてもらうため、構成員から「何とかできないか」という声が多い課題（移動支援等）については積極的に取り上げ、行政として、財政部局との交渉に尽力し、サービスを開発する等、具体的な成果が見えるようにしている。</p> <p>○地域性に差のある行政区を基本単位としてボトムアップ方式で自立支援協議会を運営し、課題を整理することにより、区が独自に予算を確保してモデル事業に取り組み、成功したものを全市展開するといった取り組みも期待できる。</p>
<p>④構成員の参加</p>	<p>○区のケース会議でうまくいったケースを取り上げる際、なぜうまくいったかを話し合い、普段自己評価が低くなりがちな構成員同士で、活動を認め合い褒めあって、会議に参加すると元気が出るようにしている。</p> <p>○これまで当事者の思いを形にするために関係者が集まり協議する場が作りにくかったが、自立支援協議会は一人の困りごとを地域の多様な関係者で受け止めて考える場として有効に機能している。当事者もそこに参加し、「あきらめないで、自立支援協議会に出して考えてもらおう」と前向きに考えられるようになっている。</p> <p>○基本的に地域自立支援協議会の参加は無報酬であるため、開催回数も参加者の範囲も柔軟に対応できるようにしている。</p>

6 まとめ

新潟市では、行政と相談支援事業者が自立支援協議会の立ち上げ段階から協働し、政令市における各行政区の地域性に目を配り、地域の関係者の共通認識の深まり具合をみながら、ボトムアップ方式の体制を組み立てています。その成果として、地域の関係者が幅広い要望を整理し、財政状況等の地域の実態を踏まえて一緒に制度をつくっていくという共通認識の下で、移動支援の見直し等をはじめとした社会資源の開発改良につながっています。

また、地域課題の抽出の際、個別ケースを出発点にするのは他の地域でも一般的ですが、ここで取り上げるケースをいわゆる「困難事例」にしていけないことが特徴です。「困難事例」は関係者が協議しても解決策を見出しにくく、会議が行き詰まる可能性が高いからです。うまく対応できたケースについて、なぜうまく対応できたかを皆で検証したり、「こんな小さな困りごとでよいのか」と会議に出すのをためらうケースについて、地域の普遍的な課題が潜んでいるとして積極的に取り上げて検討することで、課題抽出やその解決に向けたアクションが円滑に進んでいるようです。

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会

[新潟県 柏崎市・刈羽村]

✓ここに注目

- ✓ 人口約10万人のモデル
- ✓ 官民協働の好事例
- ✓ 1期2年の効果的な運営サイクル



1 地域の基本情報

人口・世帯数	・柏崎市：91,098人・34,198世帯 ※H22.12.31住民基本台帳ベース ・刈羽村：4,890人・1,548世帯 ※H21.3.31住民基本台帳ベース		
面積	・柏崎市：442.7km ² ・刈羽村：26.3km ²		
地域特性	柏崎市は、日本海に面した新潟県のほぼ中央に位置し、柏崎刈羽圏域の中心となっている。古くから、北国街道の宿場町、北前船の寄港地などとして栄え、その交通の利便性から縮みの行商が盛んに行われ、豊かな経済と独自の文化を誇ってきた。明治時代に周辺地帯から石油が噴出したことにより、製油会社の設立が相次ぎ、それに関連して機械金属工業も発展してきた。現在では原子力発電所が立地するエネルギーとものづくりのまちとして繁栄している。平成17年度に刈羽郡の二町と合併した。 平成19年7月16日に「新潟県中越沖地震」が発生し、全域が甚大な被害を受け未曾有の災害となったが、震災からの復旧は早いスピードで進み、現在は本格的な復興に向け歩み出している。		
手帳所持者数	身体障害	知的障害	精神障害
※柏崎市：H22.3末時点、刈羽村：H20時点	・柏崎市：3,478人 ・刈羽村：176人	・柏崎市：623人 ・刈羽村：16人	・柏崎市：455人 ・刈羽村：11人
社会資源の状況等	○障害福祉施策を所管する部署（係）：11人（うち正規職員8人）の職員がいるが、ワーカー職はいない。障害程度区分認定調査は、臨時職員1人が全件実施している。障害福祉担当係内にワーカーがいなかったことから、個別事例対応については委託相談支援事業者を第一義的な窓口としているが、行政も情報を共有するため、相談支援事業者からの求めがあればケア会議に同席している。（行政の抱え込みでも民間への丸投げでもない方式として有効と認識） ○障害福祉サービスの給付費用は平成22年度当初予算（法定）804,868千円柏崎市は人口規模に比して各種のサービス事業所が在り、ニーズに対応して、居住系、在宅系のサービス事業所が新規に開設されている。それに伴い支給決定者数は毎年5%伸び、予算は10%以上伸びている。		

※参考：柏崎市ホームページ (<http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/index.html>)
 刈羽村ホームページ (<http://www.vill.kariwa.niigata.jp/>)

2 地域の相談支援体制

○現在の委託相談支援事業所は3ヶ所で、いずれも自立支援法以前から相談支援を実施していた事業所である。相談支援専門員は、身体障害中心の事業所1人、知的障害中心の事業所1.2人（0.2人は施設と兼務）、精神障害中心の事業所2人である。

○委託以外の指定相談支援事業所はない。

3 地域自立支援協議会の組織体制・運営状況

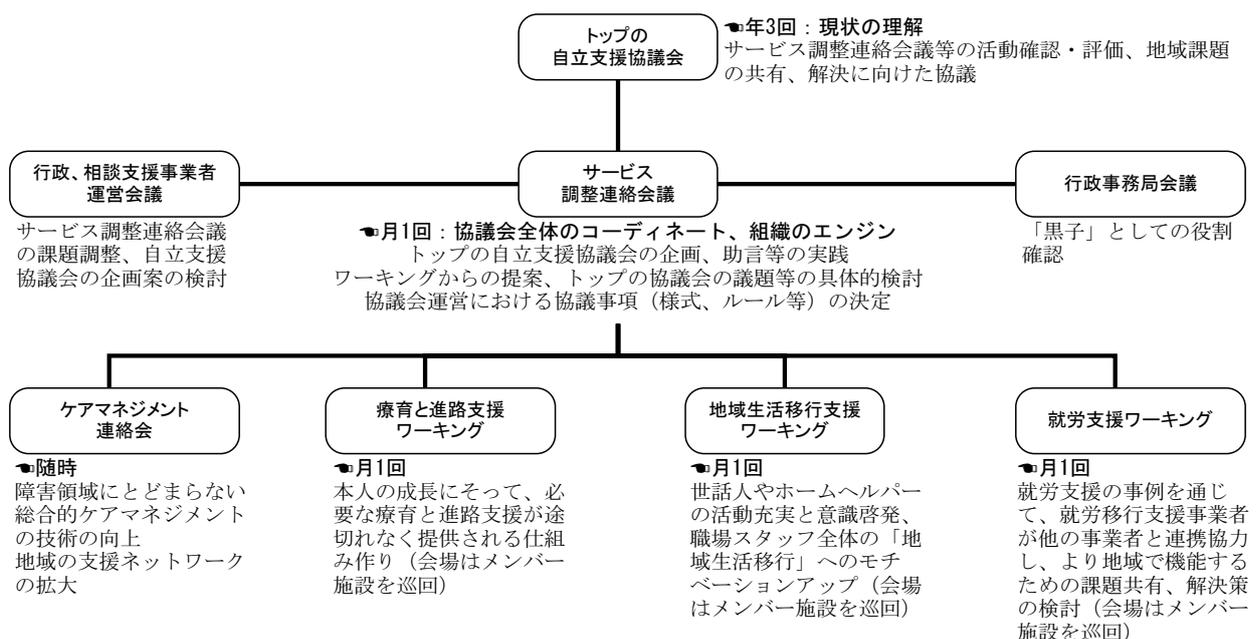
(1) 立ち上げ準備期（平成17年度後半～平成19年度前半）

○平成18年1月に、障害者自立支援法施行による事業所の不安を軽減し、3障害の支援関係者が顔なじみの関係になるために、連絡会議を立ち上げた。

○連絡会議では、「本人が望む暮らしを実現する自立支援の課題」について、6人程度のグループに分かれて議論し、出てきた課題を「第二次柏崎市障害福祉計画」の12の施策体系をもとに整理し、優先順位をつけて、自立支援協議会に4つのワーキングを設置することを決定した。

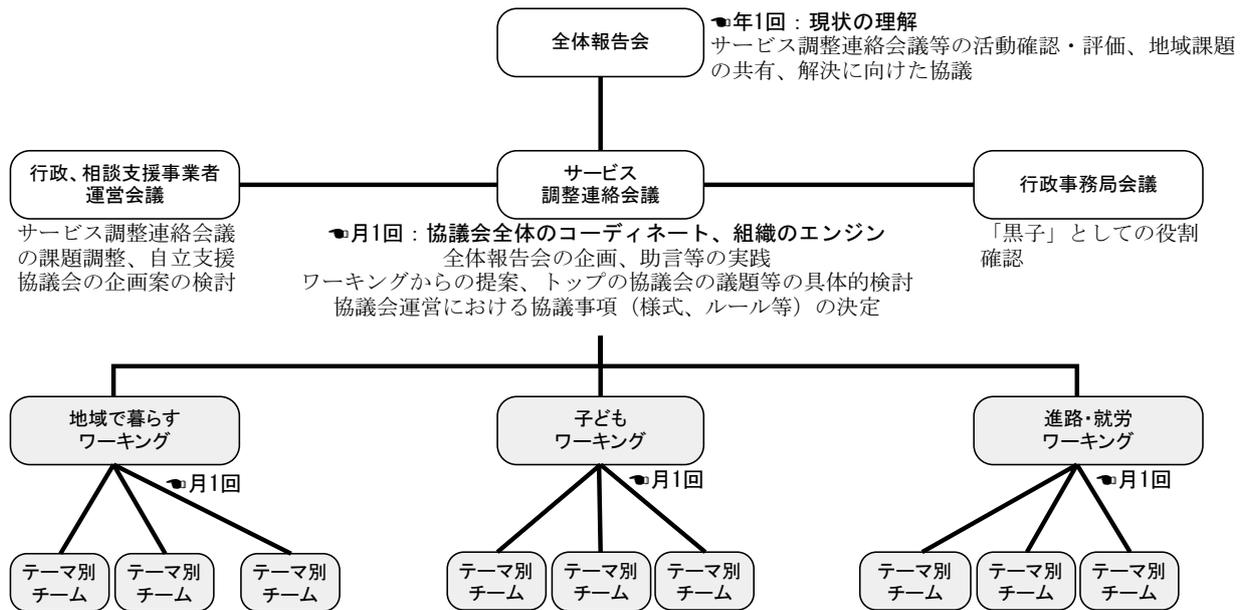
参加メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業者、知的入所施設、精神生活訓練施設、児童入所施設、福祉ホーム、グループホーム等（7事業所） ・地域療育等支援事業コーディネーター（1人） ・授産施設、福祉作業所（2ヶ所） ・医療機関相談室ワーカー（3ヶ所） ・行政（県振興局、柏崎市、刈羽村の障害福祉担当課）
開催頻度	・月1回
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法の制度の周知、新体系移行に関する情報提供 ・各施設の現状報告 ・地域課題の整理と支援体制モデルの検討（グループワーク方式） ・自立支援協議会の組織体制の決定、イメージ共有

(2) 社会資源の開発改良に踏み出した第1期（平成19～20年度）



- 連絡会議の場で組織体制、役割・目的を十分検討し、地域の関係者でイメージを共有した上で、平成19年7月に第1回のトップの自立支援協議会を開催し、サービス調整連絡会議や各ワーキングも始動した。
- サービス調整連絡会議は、協議会全体のエンジンとして、全体の方向感、課題（テーマ）の選定、組織間の橋渡しを行った。
- 各ワーキングは、「この仕組みを使って地域全体でドンドン新しいサービスやシステムをつくり出す」ことを目指して、2年間の活動期間に成果を出すべく具体的な実践を行った。

(3) 社会資源の開発改良の実効性をさらに高めた第2期（平成21～22年度）



※網掛け組織は第1期から変更されたもの。

- 第1期のサービス調整連絡会議は、立ち上げ期でやむをえない部分もあったが、自立支援協議会全体の組織の機能や役割の検討、会議ルール・報告様式の決定、ワーキング活動の計画検討等、組織のあり方のやり取りに終始していた。このため、第2期は、現場で困っていることをスピード感を持って解決するべく、事例から抽出される地域の問題・課題をワーキングで協議し、サービス調整・連絡会議で決定する形へと役割を転換した。
- 各ワーキングは、第1期の具体的な活動成果に基づいて、3つのワーキングに再編した。ワーキングごとに、事例から取り組むべき地域課題（テーマ）を抽出し、テーマ別チームを編成して活動する中で得た方向性や成果を、随時サービス調整連絡会議に報告し、承認を得ながら、課題解決するという、より機動的な体制に変更した。

4 具体的な活動成果

○第1期の具体的な活動成果は以下の通りである。

ワーキング名	具体的な成果
サービス連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ■移動の困難 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学における訓練目的の移動支援 ■24時間介護が必要な事例の地域生活を継続するために <ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援の夜間利用・短期入所の昼夜分離の提案
ケアマネジメント連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ■全体学習会（事例検討会）：2回 <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討を通じて多様な支援技術を学び、ネットワークが広がる。支援サービスの充実を目的に事例から明らかになった地域の課題を整理・分析し、協議会等へ検討資料を提出した。 ■ケアマネジメント研修（参加型研修会）：全10回 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント技術の普及を目的として、身体、知的障害について研修会を開催した。（ケアマネジメント概論、相談受付・面接、アセスメント、仮ケア計画、ケア会議、モニタリング） ■事業所相談会（派遣型研修会）：4回 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントプロセスにそった業務展開ができるよう、居宅介護、訪問看護等の事業所の求めに応じて、相談支援専門員が事業所に出向き、スーパーバイズを行った。
療育と進路支援ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ■一目でわかるパンフレット作成作業 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の支援体制をもとに、療育にかかわる全ての支援者が使えるツールとして、地域の居場所を中心としたパンフレットを作成作業の過程で足りない資源の可視化ができた。 ■相談支援ファイルの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の「発達障害者等支援・特別支援教育総合推進事業（モデル事業）」と有機的に連携して、当事者情報をつなぐ相談支援ファイルの検討を開始した。
地域生活移行支援ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ■地域懇談会の開催：3回 <ul style="list-style-type: none"> ・当初、世話人・ヘルパーの対人援助技術研修を予定していたが、中越沖地震の各機関の対応状況を振り返り、「地域で住む」意味を確認するため地域住民と情報交換を行うことを活動の中心とした。
就労支援ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ■企業訪問と職域の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・一事業所単独での企業訪問は限界があることから、ワーキングとして企業訪問を実施することとした。 ・圏域内に事業所があり常用雇用10人以上の企業等429社にアンケート調査を配布し、見学受け入れを承諾した46社を訪問先とし、メンバーで手分けして訪問を実施した。 ・訪問時には、圏域内の就労支援事業所を一覧にまとめたパンフレット「同じ地域の仲間です」を配布し、見学、意見交換を行った。 ・この結果、求人や作業依頼が増え、この情報をワーキングで共有することによって、これまで事業所単独では対応困難だった依頼にも共同請負等で対応できるようになった。 ・アンケート調査、パンフレット作成には、「平成20年度新潟県地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業」予算を活用した。 ■障害者専用求人のメール配信・ハローワークと障害者の求人・求職のマッチングの現状について意見交換し、登録者が少なくせっかくの求人を無駄にしているケースがあることが分かった。この情報をメンバーにメールで共有することによって、求人に結びついた。

○第2期の具体的な活動成果は以下の通りである。

ワーキング名	具体的な成果
地域で暮らすワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ■地域移行（退院）の際の支援体制の構築 ■生活訓練としての居宅介護の利用 ■入所施設バックアップ体制の構築・地域移行の可能性を検討するための派遣型研修会の実施：4回 ■住居の確保のための支援とグループホーム・ケアホームバックアップ体制 <ul style="list-style-type: none"> ・退院促進事業「精神障害を持つ人に関わるホームヘルパー等研修会」へ、世話人を含めることの提案・運営協力：1回 ■サービス管理責任者、相談支援事業者等、複数で個別支援計画を共有できる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者・相談支援事業者等連絡会：2回 ■視覚障害者へのサービスメニューの構築 ■ヘルパー不足、居宅介護事業所のバックアップ体制 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所相談会の継続：5回 ・「ヘルパーが居宅介護でできないこと」のパンフレット発行（3月末予定） ■犯罪被害と迷惑行為（触法）を防ぐための支援・犯罪被害等の実態調査と、その報告会：1回 <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消費生活センター等、関係機関との連携 ・成年後見制度に関する研修会（総論編・実務編）への提案・運営協力：2回 ・犯罪被害等を防ぐためのパンフレット発行 ■周辺地域への適正な障害福祉サービス提供体制 ■余暇支援
子どもワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援ファイルを活用できる地域支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・お試し支援会議（10回）による、相談支援ファイルの活用試行 ・柏崎市版の相談支援ファイルの構成・活用についての提案 ・一目でわかるパンフレットの発行（3月末予定） ■夏休みの過ごし方 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休暇中の児童が使える福祉サービスの拡充 ・児童が使える福祉サービスの周知パンフレットの発行 ■重度心身障害者の医療連携・入浴目的での児童のデイサービスでの受け入れが実現（3月末予定） ■ピアサポートの仕組み作り・親の会の有志の集まりの会の協力による、親同士によるピアサポートの実現 ■通学困難への支援 ■思春期・進路選択時期の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれジョブそだて隊の結成
就労支援ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ■企業訪問と職域の拡大への取り組みの継続 <ul style="list-style-type: none"> ・授産品カレンダーの作成 ・共同受託作業の仕組みづくり ■知的障害者ジョブガイダンスの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでハローワークで精神障害者向けのジョブガイダンスはあったが、知的障害者向けがなかったため、セミナーと模擬面接からなるジョブガイダンスを開催し、参加者の中から就職につながるケースがあった。 ■特別支援学校と就労支援事業所が有機的な連携 <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの共有と、共通様式を利用しての効果的な引継ぎの試行（第Ⅲ期へ続く）

5 運営評価指標からみた活性化のポイント

<p>①課題の抽出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の困難事例の処遇を検討する場合は「個別のケア会議」で対応し、ワーキングでは、事例の意味合いを整理し、事例から抽出される地域の問題・課題を協議することとしている。このことによって、それぞれの会議での論点がぶれない効果的な運営ができる。 ○「サービス調整連絡会議」では、ワーキングの取り組みに関する承認を得、各ワーキングや事業者・行政相互のやり取りをしている。これによって、ワーキングでの参加者の発言をきちんと取り上げることができ、参加者それぞれの本来業務に生かすことができている。
<p>②社会資源の開発改良</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の活動期限を1期2年と設定し、「1年目は共有、2年目は具体的な活動成果を出す」ことを明示して、参加者のモチベーションを維持しながら活動を活性化した。 ○活動期限内に具体的な活動成果を出すため、2年間で取り組むべき課題と具体的な活動内容、担当者、スケジュールを一覧化し、途中で進捗確認をしながら効果的に作業を進めている。(表1) ○社会資源の開発改良について機動的に動けるよう、ワーキングの下にテーマ別チームを設定し、柔軟に組織を立ち上げ、課題解決と同時に解散できるようにしている。また、第2期から委員報酬を廃止し、予算によってメンバーや開催回数が制約を受けないようにして、実効性を高めている。(表1)
<p>③行政の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政内の複数の課(福祉課、子ども課、元気支援課、学校教育課)がかかわり、縦割りの弊害を排除して、情報を集約するとともに、課ごとの温度差を解消するようにしている。 ○行政だけでは地域の障害者の暮らしが見えにくいため、協議会運営のパートナーとして、専門的で継続的な支援が可能な相談支援事業者を常にまきこみ、全体の方向性や課題の調整等の仕掛けを一緒に考えている。
<p>④構成員の参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○立ち上げ準備期の連絡会議では、支援関係者が顔なじみの関係をつくれるよう、思いつくすべての関係機関に声をかけるとともに、グループワークでのメンバーを固定し仲間意識の醸成に努めた。また、連絡会議メンバーには、会議の検討内容を事業所等に持ち帰り報告することを宿題とし、連絡会議に参加していない支援関係者にも取り組み状況が共有できるように配慮した。 ○「自立支援協議会(1期)」や「全体報告会(2期)」は、協議のプロセスを可視化し、地域の関係者全員で共有するため、会議は傍聴自由とし、広い会場で夜間に開催し、ワーキング参加者も積極的に発言できるようにしている。

6 まとめ

柏崎刈羽圏域では、行政にワーカー職がないことから、個別ケース対応において、従来から委託相談支援事業者と行政が協働してきた関係が、自立支援協議会の運営においても有効に機能しています。

この関係を基盤として、自立支援協議会には、行政の複数課が縦割りの弊害を超えて参画しています。また、地域の関係者全員で協議のプロセスを可視化し、共有するため、会議は傍聴自由とし、広い会場で夜間に開催し、ワーキング参加者も積極的に発言できるようにするほか、参加者だけの会議にならないよう、事業所に協議結果を持ち帰るしかけをつくっていることが参考になります。

また、この圏域の特徴は、自立支援協議会の活動期限を1期2年とし、参加者のモチベーションを維持しながら、活動期限内に具体的な活動成果を出すため、2年間で取り組むべき課題と具体的な活動内容、担当者、スケジュールを一覧化し、途中で進捗確認をしながら効果的に作業を進めていることです。特に、社会資源の開発改良について機動的に動けるよう、ワーキングの下にテーマ別チームを設定し、柔軟に組織を立ち上げ、課題解決と同時に解散できるようにしたことで、就労支援における企業訪問と職域拡大、訪問系事業所に出向いた研修やケアマネジメント技術普及のための研修会等を通じたサービスの担い手全体のスキルアップ等、多くの目に見える成果を上げています。